

# コミュニケーションと言語における「体験」 “Experience” in Communication and Language

定延利之<sup>†</sup>  
Toshiyuki Sadanobu

<sup>†</sup>神戸大学  
Kobe University  
sadanobu@kobe-u.ac.jp

## Abstract

In this talk I shall shed light on some essential characteristics of “experience” with special reference to Japanese communication and language. Unlike “knowledge”, “experience” in communication is concerned with the speaker’s rights and duties, and the grammar of “experience” is based on our life and conversation. All these things indicate that “experience” does not fit the traditional view of communication as knowledge conveyance and language as a tool for it.

**Keywords — experience, knowledge, grammar, communication**

## 1. はじめに～2種類のことば

母語話者であっても学習者と同様、日々覚えていくことばとは別に、母語話者が物心ついた時点で深く体にしみこんでおり、思い出す必要もなくまず間違えず、状況の中で勝手に口をついて出てくる、たとえば「えーと」のようなことばがある。イントネーションやつかえ、りきみ、空気すずりなどのパラ言語も後者のことばに含めておく。本講演は「体験」という観点からこれら2種のことば（A類・B類）を観察する([1][2])。

## 2. コミュニケーションにおける体験

「話し手はことばを使って何らかの事物を相手に伝える」という伝達的なコミュニケーション観・道具的な言語観は、B類には妥当しない。

B類のことばには権利や義務の問題があり、これらの問題はB類のことばを「いまここで体験してみせる行動」と考えて初めて説明できる。たとえば、「田中さんは酒は飲まれるんですか」と訊ねられて「すごく飲みますね」などと答えることは田中の飲酒量に関する知識が与えられていれば誰

にでもできるが、りきみ声で「飲、み、ま、す、ねー」と答えることは田中の飲みっぷりを目の当たりにして驚き呆れたことのある者だけに許された特権的行為だというのは権利の問題である。たとえば、「このあたりに交番はありませんか」と道を訊ねられた者が、「さー、わかりませんねー」と返答するつもりで「さー」と言った時点で交番のありかに関心を持った場合、「さー、交番はあそこです」とは言えず、「あ」と言ってみせなければならぬ（「さー、あ、交番はあそこです」というのは義務の問題である。

## 3. 言語における体験

権利の問題はA類のことばにも見られることがある。「この山小屋はずいぶん古くなってね」とは異なり「この山小屋はずいぶん古くなったね」が、その山小屋を以前訪れた者でなければ言えないのはその例である。つまり、A類のことばは知識を表現する場合とは別に体験を表現する場合があり、その場合は話し手は体験者にかぎられる。

知識の表現と体験の表現は、「体験者制約」の有無だけでなく、文法じたいも異なる。「庭で木がある」とは言えないようにモノの所在は「で」ではマークできないのが知識の文法だが、「PS3なら昨日ゲオでありましたよ」などと言えるのが体験の文法である。「体験」の文法が我々の「生」と「会話」に基づいていることを具体的に論じたい。

\*本講演は科研(基盤(A)19202013)の成果である。

## 参考文献

- [1] 定延利之, (2005) “ささやく恋人, りきむレポーター”, 岩波書店.
- [2] 定延利之, (2008) “煩惱の文法”, 筑摩書房.